

## 「商標法施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について

- ・意見募集の際に寄せられた御意見・御質問に対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。
- ・なお、今回の「商標法施行規則の一部を改正する省令案」に関わりのない御意見（個人1件）が寄せられましたが、当該御意見に対する回答は差し控えさせていただきます。

通番	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	「結婚又は交際を希望する者へのパートナーの紹介」について 同姓との交際はあり得るにしても、同性婚は法律上認められていないのだから、同性婚を許容するような役務名は不明確かつ現行の民法にそぐわず不合理と考える。 気味の悪い「パートナー」との用語も定義があいまいで不明確と考える。	「商標法施行規則別表」（以下、「省令別表」という。）は、国際分類に即して各区分に属する内容及び範囲が明確な商品又は役務を例示したものであり、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2022版対応〕」（以下、「類似基準」という。）は、省令別表に掲載している商品又は役務をもとに、審査における類似関係を整理したもので、いずれも出願の際に商品・役務の記載例として参照されるものです。 今回、異性に限らずパートナーを紹介するサービスが提供されている取引の実情を踏まえ、省令別表及び類似基準掲載の「結婚又は交際を希望する者への異性の紹介」の表示を「結婚又は交際を希望する者へのパートナーの紹介」へと変更しましたが、あくまでこうした役務を指定する際の指定役務の表示の記載例の一つを示したに過ぎず、これをもって民法との関係での不合理性が生ずるものではありません。 また、「パートナー」の語は、「同伴者、相棒、配偶者又はそのような関係の相手」程の意味合いを有するところ、文意からすれば、同語は「相手」程の意味合いとして理解されることから、指定役務の表示として明確なものと考えます。	個人
2	異論ありません。	本案の内容を支持する御意見と理解いたします。	個人
3	改正後の商標法施行規則及びその省令案に賛成いたします。		団体